

〔控除額計算明細書〕

3 増改築等をした部分に係る事項

※ ⑨の金額が100万円を超えると、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

(C)の②－E)の⑥) 25,000,000

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

※ ⑨欄の金額を(附表)の控用の裏面の【計算欄】の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」に転記します。

(注) ⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。

②欄の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)

〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方〕(控除額計算明細書の裏面)

(3) ⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄と⑧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。 (A の ② - E の ⑥)

$$\begin{aligned} \text{i} \quad & \text{⑤の⑥権の金額 (18,000,000 円)} \times \frac{\text{⑤の⑦権又は⑥の⑧権の金額 (5,000,000 円)}}{\text{⑤の⑥権の金額 (25,000,000 円)}} \times \text{⑤の⑦権又は⑥の⑧権の割合 (100 \%)} = (3,600,000 \text{ 円}) \\ & (\text{⑤の②} - \text{⑤の⑥}) \left\{ \begin{array}{l} \text{⑤の⑦権の金額 (5,000,000 円)} \\ \text{⑤の⑧権の金額 (20,000,000 円)} \end{array} \right. \\ \text{ii} \quad & \text{⑤の⑥権の金額 (18,000,000 円)} \times \frac{\text{⑤の⑦権の金額 (5,000,000 円)}}{\text{⑤の⑧権の金額 (25,000,000 円)}} \times \text{⑤の⑦権の割合 (50 \%)} = (7,200,000 \text{ 円}) \end{aligned}$$